

令和7年度 施業予定箇所のご案内

札幌市では、「あいの里地区樹林維持管理計画」をもとに、過密化した樹木や枯れた樹木などの本格的な施業（間引きなど）を令和元年初に始めました。令和7年度も引き続き施業を予定しています。

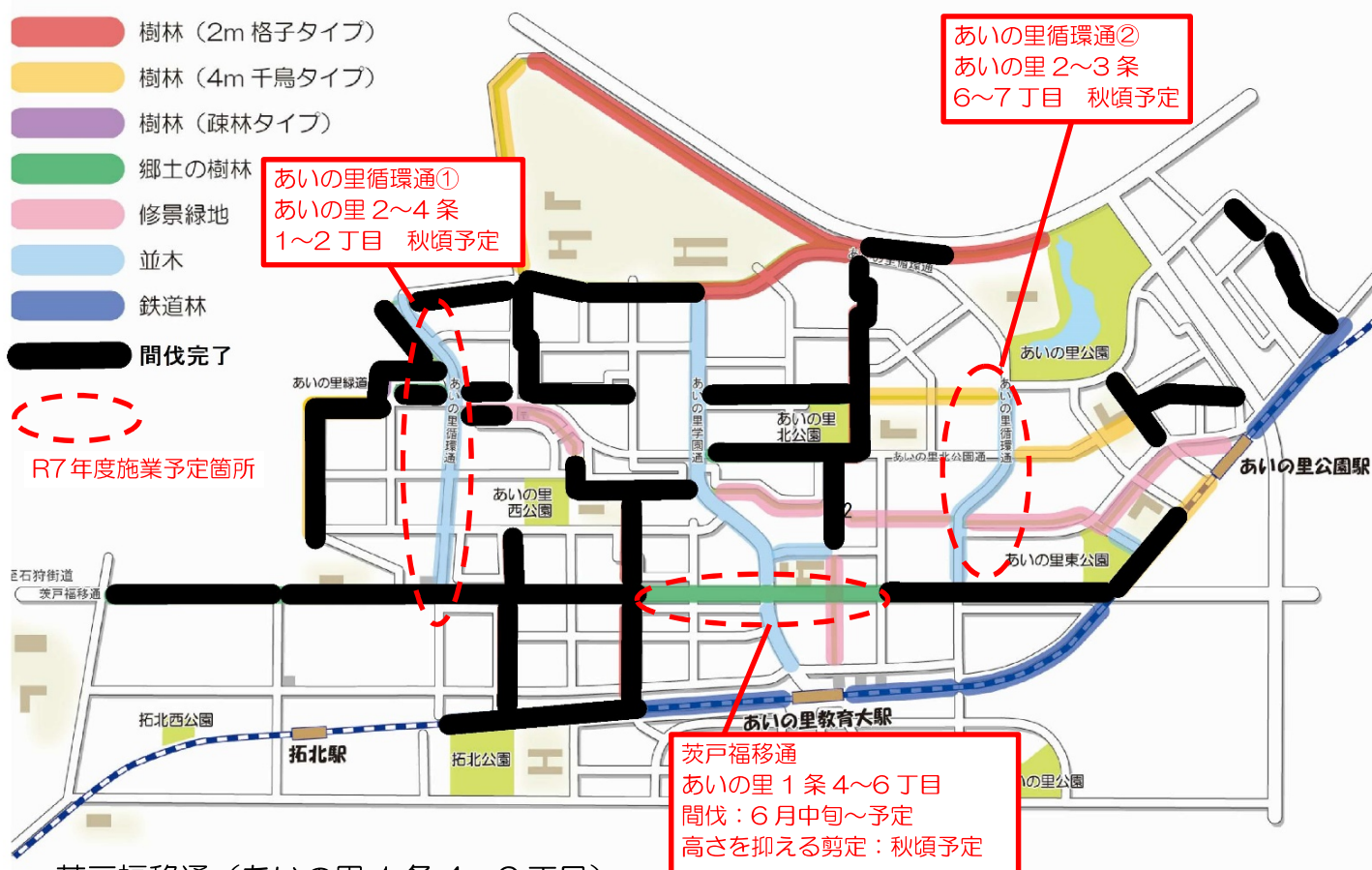
施業実施にあたってはチェーンソーの音や、作業員が付近を往来するなどご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

「あいの里地区樹林維持管理計画」とは、「あいの里の樹木検討委員会（拓北・あいの里連合町内会）」をはじめとする地域の皆さんとの協働により、平成29年度に策定した計画です。

計画内容は北区役所ホームページでご覧になれます。
（「あいの里地区樹林維持管理計画」二次元コード）



■あいの里地区樹林維持管理計画 進捗状況・施業予定箇所



- ・ 茨戸福移通（あいの里 1 条 4～6 丁目）
→過密化した樹木を間引き（6 月中旬～）、高さを抑える剪定（秋頃）を行います。
- ・ あいの里循環通①（あいの里 2～4 条 1～2 丁目）
→住宅地境界より 4～5m の範囲内の樹木の伐採、枯枝の除去など（ともに秋頃）を行います。
- ・ あいの里循環通②（あいの里 2～3 条 6～7 丁目）
→住宅地境界より 4～5m の範囲内の樹木の伐採、枯枝の除去など（ともに秋頃）を行います。

※施業箇所の対象の樹木に、事前に**ピンク色のテープ**を巻きます。

※予定箇所・時期は変更となる場合があります。実績は次号のグリーンレターで報告します。



さっぽろ市

SAPPORO

02-Q02-25-1249
R7-2-907